

県マス

令和2年10月改定

# 山梨県都市計画 マスタープラン

及び

区域マス

令和3年7月改定

# 都市計画区域 マスタープラン

甲府盆地7（甲府、峡東、韮崎、南アルプス、笛吹川、市川三郷、富士川）都市計画区域、身延都市計画区域、富士北麓都市計画区域、都留都市計画区域、大月都市計画区域、上野原都市計画区域

都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり

概要版



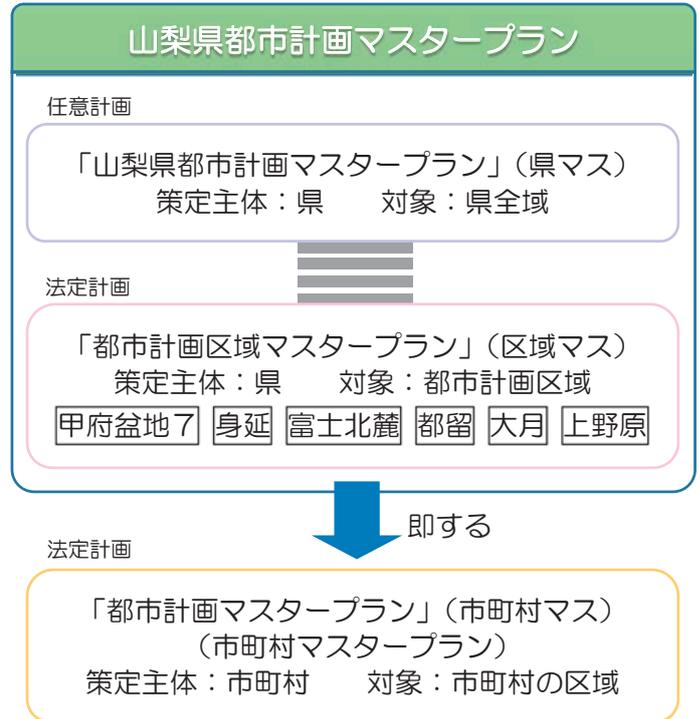
山梨県

# 改定の背景

## 1. はじめに

本県では、都市計画区域を越えた広域的な課題の増加を背景に、都市計画区域外を含む県全域を対象とした「山梨県都市計画マスタープラン」(県マス)を平成21年度に策定しました。

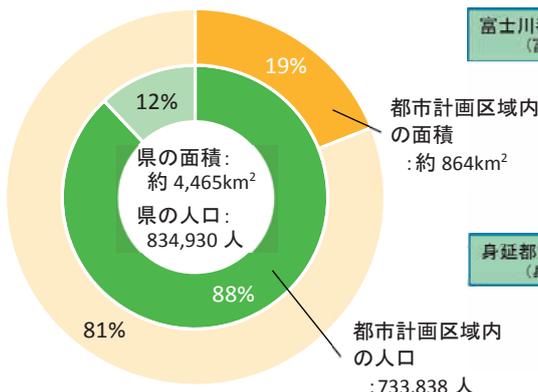
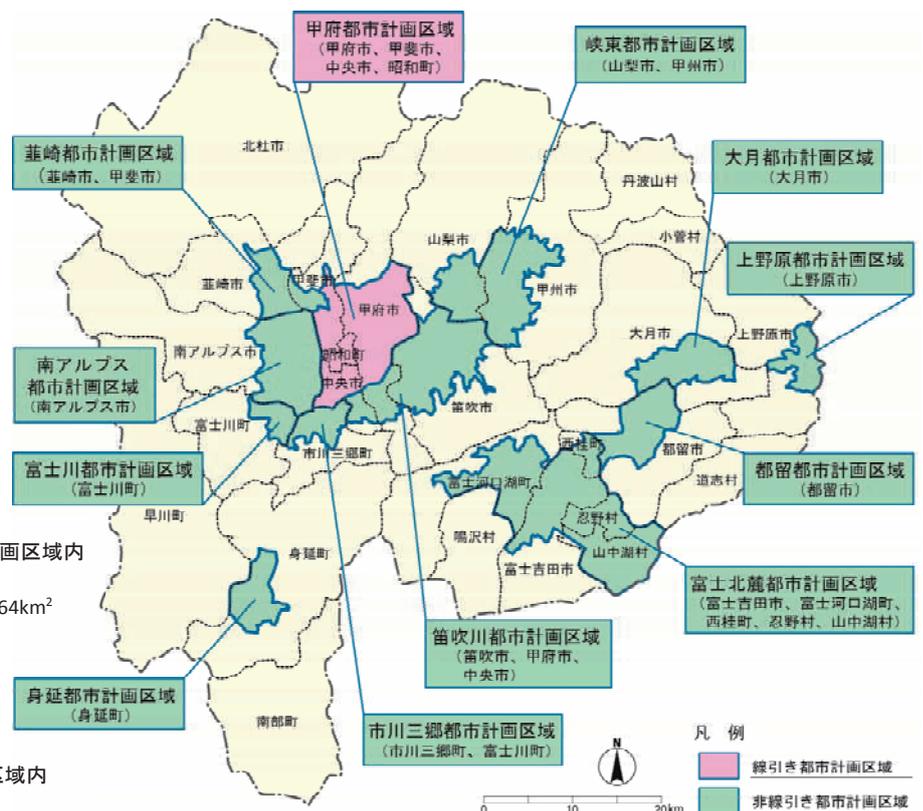
翌平成22年度には、この県マスに基づいて、都市計画区域を対象とした「都市計画区域マスタープラン」(区域マス)を策定しましたが、策定から計画期間である10年が経過し、人口減少・高齢化の進展や生活圏の広域化、リニア中央新幹線や中部横断自動車道の整備、立地適正化計画制度の創設をはじめとした法改正など、社会経済情勢の変化に対応するため、県マスと区域マスの改定を行いました。



## 2. 都市計画区域

本県では、12の都市計画区域(線引き1、非線引き11)を指定しており、その面積は県総面積の約19%に過ぎませんが、人口は県総人口の約88%を占めています。

都市計画区域	構成市町村
甲府	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東	山梨市、甲州市
韮崎	韮崎市、甲斐市
南アルプス	南アルプス市
笛吹川	笛吹市、甲府市、中央市
市川三郷	市川三郷町、富士川町
富士川	富士川町
身延	身延町
富士北麓	富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村
都留	都留市
大月	大月市
上野原	上野原市



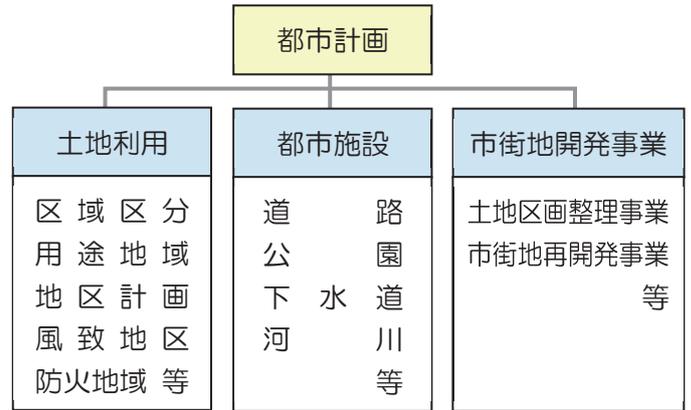
(平成27年10月1日時点)

### 3. 都市計画とは

都市計画とは、人々が健康的で文化的な生活と機能的な活動ができる都市をつくることを目的に行われる、区域区分や用途地域等の土地利用、道路や公園などの都市施設の整備、土地区画整理事業等の市街地開発事業に関する計画をいいます。

#### 【都市計画による効果】

- ・都市計画を策定することにより、都市地域における一体的、総合的な土地利用が図られます。
- ・規制と誘導を通じて計画的な土地利用が図られます。
- ・道路、公園、下水道などの都市施設の計画を明らかにすることにより、それらの都市計画事業の円滑な推進が図られます。



### 4. 県土を取り巻く状況

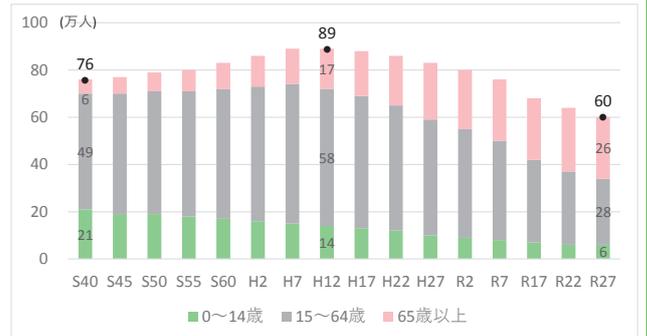
人口減少や高齢化が急速に進む中で、今後の都市づくりにおいては高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。さらに地球環境問題や自然災害への備え、空き地や空き家等の低未利用地の増加等への対応や、自然的環境や景観の保全・創出等の必要性が高まっています。また、リニア中央新幹線や中部横断自動車道などの国家プロジェクトが進行しており、新たな発展が予想されます。

このように本県を取り巻く状況が大きく変化する中で、様々な課題を克服し、魅力と活力に満ちた都市づくりを行うには、それぞれの地域が持つ歴史、文化、自然などの地域特性を活かし、地域が主体となって都市計画を進めていく必要があります。

#### 人口減少・高齢化の進展

- ・本県の人口は平成 12 年をピークに減少に転じ令和 27 年には約 60 万人に減少すると予測されています。
- ・令和 27 年の 65 歳以上の高齢者の割合は 43%になると予測されています。

人口減少・高齢社会の進行に対し、持続可能な社会を構築していくことが必要です。



※将来予測は国立社会保障・人口問題研究所より

#### リニア中央新幹線等新たな高速交通ネットワークの形成

- ・リニア中央新幹線は令和 9 年（2027 年）に品川・名古屋間の開業が予定されており、甲府市南部に中間駅が設置されます。
- ・中部横断自動車道の静岡～山梨間は令和 3（2021）年の全線開通が予定されています。

高速交通ネットワークが構築されることにより、期待される効果を県全域に波及させるための取り組みが必要です。



# 山梨県都市計画マスタープラン

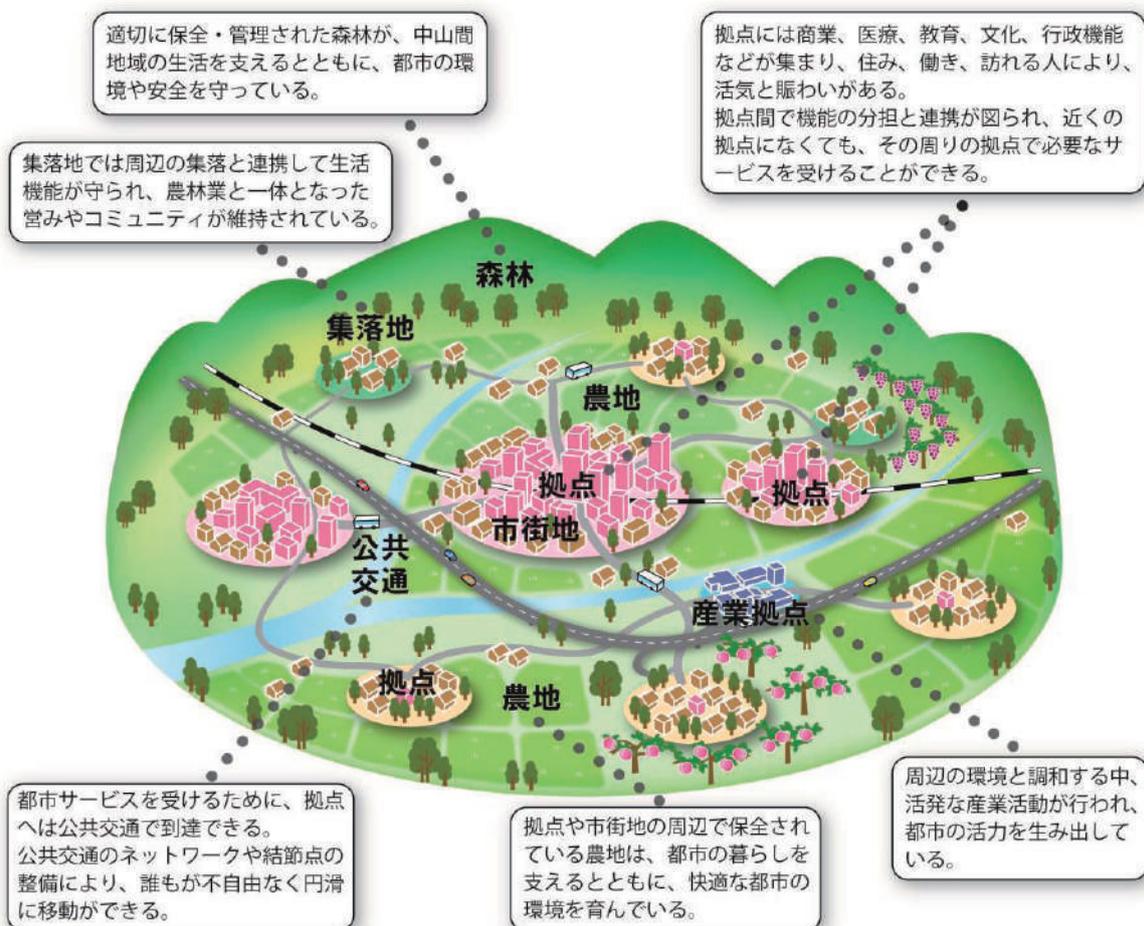
## 5. 改定のポイント

- ◆ **コンパクトなまちづくりを推進するための地区拠点候補地を選定**  
市町村のコンパクトなまちづくりを支援するため、市町村が自由に位置付けるとしていた地区拠点を地区拠点候補地として県が広域調整し、新たに明示しました。
- ◆ **リニア駅周辺を広域交流拠点に設定**  
リニア開業効果を県内全域に波及させるため、リニア駅周辺を新しい拠点として位置付けました。
- ◆ **交流や連携を支える軸を設定**  
広域圏域別都市構造において、新たに連携や交流を支える軸を明示しました。
- ◆ **本県の経済・産業を支える産業拠点・産業拠点候補地を設定**  
中部横断自動車道、新山梨環状道路等、高速交通体系の構築を活かした産業の立地について、新たに産業拠点及び産業拠点候補地として位置づけました。
- ◆ **農業・森林地域と共生する土地利用区分**  
本県特有の農業や自然と調和した豊かな都市生活を営むにあたり、農地や森林の在り方について、土地利用の方針に改めて示しました。

## 6. 基本理念

基本理念を「**都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり**」と定め、今後の都市づくりを進めます。

(集約と連携による持続可能な都市づくりのイメージ)



# 7. 基本方針

基本理念を実現するため以下の7つの基本方針に基づいた都市づくりを推進します。

1 都市機能を集約した活力に満ちた都市づくり

- 1) 都市機能の集約化
  - ◆拠点への都市機能の集約
  - ◆市街地の拡散抑制とコンパクトな市街地の形成
  - ◆身近な生活に密着した拠点の提示
  - ◆大規模集客施設の適正配置
  - ◆適正な土地利用コントロール
- 2) 拠点間ネットワークの構築
  - ◆拠点間を繋ぐ公共交通の維持・充実
  - ◆拠点間を連絡する幹線道路の整備
- 3) 中心市街地のにぎわい創出
  - ◆既存都市機能の維持と新たな都市機能の誘導
  - ◆観光資源の活用
  - ◆まちなか居住の推進
  - ◆低・未利用地の活用
- 4) 多様な連携・交流の促進
  - ◆地域間の交流・連携を支える広域交通網の整備
  - ◆都市と農山村の交流の促進
  - ◆中山間地域の生活環境の維持
- 5) 産業振興の支援
  - ◆産業構造の変化に対応した企業立地環境の整備
  - ◆高速道路インターチェンジ周辺部等への誘導
  - ◆優良農地や森林の保全
- 6) 都市計画区域外の秩序ある土地利用の誘導
  - ◆都市計画制度の適用の検討

2 美しく魅力あふれる都市づくり

- 1) 歴史・文化資源の活用
  - ◆地域固有の歴史的・文化的遺産を活用した都市づくりの推進
- 2) 美しく魅力あふれる景観づくり
  - ◆果樹地帯や里山など暮らしの中にある美しい景観の保全
  - ◆景観法の活用
  - ◆沿道の良好な景観形成の推進
- 3) 都市の顔づくり
  - ◆都市の顔となる質の高い景観の整備

3 安全で安心して暮らせる都市づくり

- 1) 災害に強いまちづくり
  - ◆大規模な自然災害への備え
  - ◆都市機能の強化
  - ◆防災機能を有する農地や森林の適切な管理
- 2) 安全で安心な生活環境の形成
  - ◆地域コミュニティの充実による防犯対策の強化
- 3) 誰もが利用しやすい都市施設づくり
  - ◆都市施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

4 環境と共生する都市づくり

- 1) 環境負荷の軽減
  - ◆都市機能の集約による資源・エネルギー消費の効率化
  - ◆公共交通機関の利用促進
- 2) 自然環境の保全
  - ◆優れた自然環境地域における都市的土地利用の抑制
  - ◆都市近郊の緑地の保全
- 3) 郊外部や農山村集落における田園環境の保全
  - ◆生活環境や地域コミュニティの維持
- 4) 都市の緑化
  - ◆市街地内の緑地の整備・保全
  - ◆公共施設の緑化の推進

5 中央新幹線を活かした都市づくり

- 1) 広域的な観光・交流の促進
  - ◆道路の整備やバス路線の構築等による観光・交流ネットワークの形成
- 2) リニアやまなしビジョンの実現
  - ◆リニア駅周辺の整備

6 協働による多様な主体の参加と都市づくり

- 1) 市町村計画や他部門との連携の強化
  - ◆市町村計画との整合
  - ◆環境、農林、観光、産業等との連携強化
  - ◆市町村のまちづくりに関する広域調整の実施
- 2) 都市づくりにおける多様な主体の参画
  - ◆多様な主体による協働体制づくり
  - ◆都市計画への住民参加の推進

7 PDCAによる都市づくり

- 1) PDCAによる都市づくり
  - ◆PDCAによるマネジメント



## 拠点

拠点とは、県民生活の核となる場所であり「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」を実現するためには、持続性のある拠点の形成が求められます。そのため、以下の条件を満たす場所を拠点と位置づけ、都市づくりを推進することとしました。

### < 拠点の条件 >

都市機能が集積する場所	公共交通等により到達可能な場所	既存の都市基盤ストックが活用できる場所
-------------	-----------------	---------------------

### < 都市の活力・魅力・暮らしを支える拠点 >

広域拠点	山梨県の自立的発展を図るため、利用圏域が複数の市町村にまたがるような拠点として、国際化、情報化の進展に対応した中枢業務機能、高次の医療、多様なニーズに対応した教育、文化、国際交流、商業等の都市機能の集積を図ります。
地域拠点	都市圏域の自立を支え、牽引する拠点として、行政、医療、教育、文化、商業等の多様な都市機能のうち、生活圈や経済活動の広がりに応じ複数の都市機能を有し、不足する機能は地域拠点間同士もしくは広域拠点との連携により互いに補完します。
地域拠点に準ずる地区 (既存都市機能立地地区) (都市機能補完地区)	地域拠点には及ばないものの、都市機能や人口の集積状況から見て広域的な位置づけが必要な市街地を位置付けます。 既存都市機能立地地区は、地域拠点と同程度の都市機能が集積している地区であり、今後もその都市機能の維持を図っていきます。 都市機能補完地区は、都市機能の集積は十分ではないものの、既に一部の都市機能が立地し、現状として広域拠点や地域拠点を補完する役割を果たしている地区であり、当面の広域的な都市機能の受け皿とします。
地区拠点	身近な生活に密着した活動を支える拠点として、公共公益施設、日用品を扱う商業施設等の日常サービスを提供します。

※上記以外に、中山間地域の集落が散在する地域において、地域での暮らしを総合的に支える集落拠点を位置付けます（場所は明記せず）。

### < 本県の新たなゲートウェイとなる交流拠点 >

広域交流拠点	新たなゲートウェイとして交通結節機能を整備し、他の拠点と連携することにより、都市機能集約型の都市構造の強化を図ります。
--------	---

### (拠点の階層と連携のイメージ)

